

## 鹿沼市公共交通利用環境整備事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市公共交通利用環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、ユニバーサルデザインタクシーの導入に必要な経費の一部を補助することにより、障害の有無、年齢等にかかわらず、地域住民はもとより本市を訪れる観光客も含めた誰もが気軽に移動できる公共交通利用環境を整備することを目的とする。

2 補助金は、事後申請型補助金等として交付する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) タクシー事業者又はタクシー貸与事業者であること。
- (2) 栃木県人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業等」という。）は、市内の事業所にユニバーサルデザインタクシー（標準仕様のユニバーサルデザインタクシーとして国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を導入すること。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ユニバーサルデザインタクシー車両本体の導入又は車載機器類の整備に要する経費とし、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額とする。ただし、30万円を上限とする。

2 市長は、予算の範囲内で補助金を交付し、予算の状況に応じて補助金の額を減額することができるものとする。

3 市長は、補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受ける場合には、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をい

う。)を補助対象経費に含まないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業等の完了後、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 申請者に対する県補助金の交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請(以下「申請」という。)は、補助事業等が完了した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までにしなければならない。

3 申請者は、補助事業等について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(交付等の決定通知)

第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 補助金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)

(2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書(様式第3号)  
(補助金の請求等)

第8条 補助金の請求は、前条第1号に規定する通知書を受領した日から15日以内に、補助金等交付請求書(様式第4号)を市長に提出してしなければならない。

2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

3 第1項の規定による提出は、補助事業者が補助金の交付に係る事務の所管課に直接持参する方法により、行うものとする。

(補助金の交付手続の委任)

第9条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。ただし、当該権利を譲渡することについて特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による市長の承認を受けようとする者は、補助金等債権譲渡承諾申請書兼承諾書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省

令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数（以下「耐用年数」という）を経過するまでは、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承認を得た場合又は交付を受けた補助金の全部に相当する額を市長に納付した場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第8条に規定する期間内に請求がされないとき。
- (3) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた者が前条の規定に違反したとき。
- (5) 補助事業等により補助事業者等に収益が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第7号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

（帳簿の備付け）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から適用する。